

令和7年度 環境厚生常任委員会行政視察報告書

1 参加委員

(委員長) 阿部英光 (副委員長) 岡崎進
(委員) 早川仁美、清野匡志、新倉真二

2 視察日時

令和8年1月21日(水曜日) 午前10時から午前11時30分まで

3 視察先

神奈川県藤沢市(オンライン)

4 視察事項

(1) 重層的支援体制整備事業について

5 視察概要

	(担当 岡崎進)
視察先選定理由	政策討議のテーマに基づき、重層的支援体制整備事業について先進都市である藤沢市を選定した。
内容	<p>(1) 事業の経緯</p> <p>藤沢市では、国の「重層的支援体制整備事業」が創設される以前から、独自の「藤沢型地域包括ケアシステム」を推進してきた。重層的支援体制整備事業(2023年度～)を、「藤沢型地域包括ケアシステム」をさらに深化・具体化するための手法として位置づけ、既存の取り組みを再構成して移行した。</p> <p>基本理念は、子ども・高齢者・障害者・困窮者など「全世代・全対象」をカバーする地域共生社会の実現。市内を13地区に分け、各地区の歴史・文化や強みを活かした地域づくり(デジタル型地域包括ケア)を展開。</p> <p>(2) 重層的支援体制整備事業の特徴</p> <p>①相談支援体制の構築</p> <p>複雑化する生活課題(ひきこもり、8050問題、ヤングケアラー等)に対応するため、属性を問わない相談体制を整備している。</p> <p><u>包括的相談支援</u></p> <p>窓口を一本化するのではなく、どこに相談しても「話を聞き、受け止める」体制。支援者同士が重なり合う「のりしろ」を持つことで、たらい回しを防ぐ。</p> <p><u>支援会議の活用</u></p> <p>本人同意が得にくい困難事例でも、守秘義務が課された「支援会議」の枠組みで多角的に検討し、役割分担や支援方針を決定する。職員へのバックアップ:特定の部署が抱え込みすぎないように、プラットフォームを活用した分野横断的な対応を可能にしている。</p> <p>②地域資源と多機関連携</p>

	<p><u>市民センター（福祉職の配置）</u> 2022年度から段階的に配置（現在8箇所）。事務職の置き換えという形だが、地域のネットワーク作りや窓口のフォローを担う。</p> <p><u>地域包括支援センター：</u> 多くの市民センター内に物理的に配置されており、アクセスが良い。</p> <p><u>障がい者相談支援</u> 市内を4分割し、民間法人に委託。高齢（包括）と障がいの担当者が日常的に連携・巡回する体制。</p> <p><u>CSW（コミュニティソーシャルワーカー）</u> 市社会福祉協議会に委託配置。個別支援よりも「地域づくり」や「アウトリーチ（訪問・掘り起こし）」、地域のネットワーク構築を主眼とする。</p> <p>③地域共生に向けた独自事業</p> <p><u>地域の縁側事業</u> 市内37箇所（目標は全小学校区）。住民やNPO等が主体的に運営する多世代交流拠点。CSWと連携し、ゴミ出しの相談など、制度の隙間の困りごとを拾い上げる機能を持つ。大学生と小学生の交流など、各縁側が特色ある活動を展開。</p> <p><u>ボランティアポイント制度：</u> 担い手育成の一環。65歳以上（パートナーポイント）と64歳以下（縁側ポイント）で運用し、活動を可視化。</p> <p><u>情報発信の工夫</u> 自治会未加入者層に対し、LINE等のデジタルツールや、市民センター窓口での対面による周知を試行錯誤しながら進めている。</p> <p>(3) 質疑事項</p> <p>①人事異動への対応について 職員が交代しても連携が途切れないよう、頻繁な情報共有の場を設け、共通の認識を持てる「相談窓口案内」等のツールを作成。</p> <p>②個人情報の取り扱いについて アウトリーチの際は「本人同意」を原則とするが、困難な場合は「支援会議（守秘義務あり）」を活用して情報を共有し、変化があった際に即座に動ける体制を整えている。</p> <p>③重層的支援への移行による影響について 制度移行によってできなくなったことはなく、事務手続きは複雑化したものの、国の補助金を活用しながら施策を強化できている。</p>
<p>考察</p>	<p>藤沢市の取り組みは、行政の縦割りを排し、市民にとって「目に見える窓口」を地域に分散配置している点が極めて有効であると感じた。特に、包括支援センターと障害相談が物理的に近い、あるいはCSWが地域に入り込んで「地域の縁側」と連携するという、現場レベルでの「重なり（のりしろ）」が機能している点は、本市においても大いに参考にすべき点である。</p>